

「免許試験合格者等のための 免許申請書等手続きの手引き」のご案内

令和8年3月から、免許の申請様式の変更に伴い、マイナポータルから免許発行申請や、自身が保有する資格情報の参照ができるようになりました。最新の申請方法などの詳細は、以下のウェブサイトをご確認ください。



免許試験合格者等のための免許申請書等手続きの手引き

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzenisei22/index.html



令和8年3月からの変更点

① マイナポータルから免許発行申請や、自身が保有する資格情報の参照ができるようになりました

マイナポータルから申請情報を入力するため、紙の申請書の郵送が不要になります。また、マイナポータルから申請する場合は、キャッシュレス決済(クレジットカード決済、ペイジー決済)が可能です。

- マイナポータルから申請した場合でも、切手を貼付した免許証送付用封筒、すでに所持している免許証等、一部の添付書類等については引き続き郵送いただく必要があります。
- e-Govからの電子申請受け付けは終了しました。

② 免許の申請様式に個人番号(マイナンバー)の記載欄が追加されました

記載は任意ですが、当該欄を記入した場合は、マイナンバーカード(表面および裏面)の写しまたは個人番号が記載された住民票の写しの添付が必要です。

③ 免許の申請様式の「⑩試験を受けた地域の番号」の選択肢に「8. 東京」「9. 大阪」が追加されました

当該欄の記入の必要がある場合は、免許試験合格通知書に記載の番号を記入ください。

内容についての詳細やご不明な点などは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください

都道府県労働局
等の所在地一覧

